

【法人・個人事業主の方】

令和4年12月

お客さま 各位

豊橋信用金庫

### お客さまの情報の定期的な確認に関するご協力のお願い

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および2018年2月に金融庁より公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(※)に基づき、お客さまに関する情報や取引目的、事業内容等に関し、定期的に確認をさせていただいております。

お手数をお掛けし誠に恐縮ではございますが、手続きにご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。今後ともサービスの向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(※) 各金融機関等における実行的なマネー・ローンダリング（犯罪で得た収益を正当な取引で得た資金であるかのように見せかけるため、その出所を隠したりすること。）およびテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにしたものをいいます。

#### <参考外部サイト>

- ① 全国信用金庫協会ホームページ  
「マネー・ローンダリング対策に係るご協力のお願い」  
[https://www.shinkin.org/attention/money\\_londering.html](https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html)
- ② 金融庁ホームページ  
「金融機関窓口や郵送書類等による確認手続きにご協力ください」  
<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>
- ③ 政府広報オンライン  
「あなたの口座でもマネー・ローンダリング対策」ラジオ番組  
<https://www.gov-online.go.jp/pr/media/radio/sc/text/20221204.html>

#### 【お問い合わせ先】

本件に関するお問い合わせは、お取引店へお願いいたします

以 上